

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

株式会社山陰合同銀行（証券コード:8381）

【据置】

長期発行体格付 A A -
格付の見通し 安定的

格付事由

- (1) 島根県松江市に本店を置く資金量約 3.8 兆円の地方銀行で、島根と鳥取の両県内で圧倒的な預貸金シェアを有する。加えて、当行は山陽や近畿地方でも積極的に展開し、特に兵庫県および大阪府において速いペースで貸出金残高を伸ばしている。格付は、これらの堅固な事業基盤、良好な貸出資産の質、業界トップクラスのコア資本比率の高さなどを反映している。比較的高い収益力が維持されているものの、収益に占める有価証券利息配当金の寄与度が一段と高まっていると共に金利リスク量も拡大している。JCR は、当行の有価証券運用方針および市場運用にかかるリスク量の動向をフォローしていく。
- (2) 厳しい環境下でもコア業務純益は堅調に推移しており、ROA も比較的高い水準にある。貸出金利回りの低下ペースがやや速まっているものの、貸出金残高の増加により収益への影響を一部吸収している。また、有価証券利息配当金の収益への寄与度が一段と高まっている。ただし、高クーポンの円建債券の満期が 19/3 期にかけて集中することや、外貨の調達コストの上昇で、有価証券投資の実質的な収益性は今後低下していく可能性がある。貸出金利回りが比較的高い山陰地域での取り組みも含め、貸出金残高の一段の増強などで収益力の低下圧力を緩和していけるか注目している。
- (3) 有価証券運用では外貨建外債や投資信託の残高を積み増し、これにより地銀平均対比で高めの有価証券回りを維持している。円建債券と外貨建外債を合算した金利リスク量が増加しており、資本対比でも大きい。ただし、保有有価証券にかかる評価益が大きく、バッファとして機能している。
- (4) 16 年 12 月末の金融再生法開示債権比率は 2.14%であった。部分直接償却を行っていないことを勘案すれば、地銀平均に近い水準にある。大口先に問題となる先が少なく、また、これまでに保守的な引当を行ってきている。このため、与信費用は当面落ち着いた水準で推移すると JCR はみている。
- (5) 連結コア資本比率は 16 年 12 月末で 15.56%であった。貸出金残高増によりリスクアセットの増加ペースが速まる可能性があるものの、堅調な収益を背景にコア資本比率は高水準で維持されていくと JCR はみている。

（担当）大山 肇・大石 剛

格付対象

発行体：株式会社山陰合同銀行

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	AA-	安定的

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2017年4月27日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：松村 省三
主任格付アナリスト：大山 肇
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014年1月6日）として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」（2014年11月7日）「銀行等」（2014年5月8日）として掲載している。
5. 格付関係者：
（発行体・債務者等） 株式会社山陰合同銀行
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル